

指名停止措置について

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

井原工業株式会社 愛媛県四国中央市三島宮川4-2-18

2 指名停止の期間

平成29年9月22日 ～ 平成29年10月5日 (2週間)

3 指名停止の理由

井原工業株式会社は、水ing・井原特定建設工事共同企業体として請け負った愛媛県四国中央市発注の中田井浄水場等更新整備・運営事業（更新整備業務）のうち機械設備の工事現場において、平成28年9月22日、同共同企業体の下請負人の労働者が架設通路を使用してポンプ室の天井開口部から底面に降りようとしたところ最上段から底面に墜落し死亡した際、墜落の危険がある箇所到手すり及び中棧等を設ける義務を怠ったとして、同共同企業体の元方安全衛生管理者が、平成29年7月28日、労働安全衛生法違反の罪で松山地方検察庁により起訴され、同年8月1日、松山簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第1当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準の第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

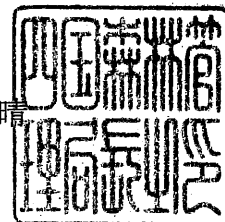
「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内

平成29年9月22日

四国森林管理局長 津野山 喜晴



お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課（2階） TEL 088-821-2060